

○智頭町定住促進対策事業費補助金交付要綱

平成24年3月28日

要綱第101号

改正 平成28年3月28日要綱第96号

平成29年6月2日要綱第132号

令和3年4月1日要綱第143号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町における若者世代の定住を促進するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、智頭町補助金等交付規則(昭和48年智頭町規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 定住 永住の意思を有し、本町の住民基本台帳又は外国人登録原票に記録され、かつ、生活の本拠が本町にあることをいう。

(2) 町税等 町税、上下水道料、保育料等、町に納付すべきものをいう。

(補助金の交付の内容)

第3条 町は、別表第1欄の交付対象事業を行う同表第3欄の対象者に対して、補助金を交付する。この場合において、町税等の滞納のない世帯を交付対象とする。また、同一の世帯又は対象物件に対して1回限りの交付とする。

2 補助金の額は、別表第1欄に定める事業の区分に応じ、同表第2欄に掲げる補助対象経費の額に同表第4欄の補助率を乗じて得た額と第5欄の上限額を比較し、低い額とする。

3 前項の規定にかかわらず、別表第1欄に定める④定住・就労助成事業にあつては、同表第2欄に定める額を補助金の額とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 住宅支援事業補助金の交付を受けようとする者は、智頭町定住促進対策事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 住宅の購入、新築及び改修等に係る売買契約書、建設請負契約書又は見積書の写し

(2) 新築前又は改修前の写真

(3) 新築又は改修箇所の図面

(4) 住民票(世帯全員)の写し

(5) その他町長が必要と認める書類

2 宅地取得助成事業補助金の交付を受けようとする者は、智頭町定住促進対策事業費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 土地の購入に係る売買契約書の写し

(2) 不動産登記事項証明書

(3) 住民票(世帯全員)の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

3 住宅家賃助成事業補助金の交付を受けようとする者は、智頭町定住促進対策事業費補助金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 賃貸契約書等の写し

- (2) 住民票(世帯全員)の写し
 - (3) その他町長が必要と認める書類
- 4 定住・就労奨励事業補助金の交付を受けようとする者は、智頭町定住促進対策事業費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付し、提出しなければならない。
- (1) 就職したことを証明する書類
 - (2) 住民票の写し
 - (3) その他町長が必要と認める書類
- (補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、すみやかに補助金の交付の決定をするものとする。

(交付の決定の通知)

第6条 町長は、補助金の交付の決定をしたときは、申請者に対し、補助金の交付決定通知書(以下「交付決定通知書」という。)を交付するものとする。

2 前項の交付決定通知書には、交付決定の内容及び補助金の交付の条件を記載しなければならない。

(補助事業等の変更)

第7条 規則第10条第1項の町長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
 - (2) 本補助金の2割を超える減額
- 2 事業の変更を行う場合は、智頭町定住促進対策事業費補助金変更交付申請書(様式第5号)により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の事業が完了後30日以内に、智頭町定住促進対策事業費補助金実績報告書(様式第6号)と報告書に記載された書類を添えて提出しなければならない。

(補助金の交付請求)

第9条 交付決定を受けた申請者は、智頭町定住促進対策事業費補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出するものとする。

(決定の取消等)

第10条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) 不正手段により補助金を受けたとき。
- (3) その他町長が定める条件に違反したとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月28日要綱第96号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月2日要綱第132号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年4月1日要綱第143号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

1交付対象事業	2補助対象経費	3対象者	4補助率	5上限額	6交付要件
①住宅改修及び新築支援事業	本町で住宅を購入又は住宅を改修する経費(ただし、町内の業者で改修等を行う場合に限る。)	申請日現在において、申請者及び同居配偶者が45歳未満の者(但し、同居配偶者がいない場合は、18	1/2	1,000千円	①から④共通 補助金交付の日から5年を超えて智頭町内に住民票をおき、生活の本拠地とすること。 ①住宅改修及び新築支援事業過去に町が実施する智頭町UJIターン住宅支援事業補助金、智頭町住宅リフォーム助成事業補助金、智頭町地域の空き家を活用したまちづくり推進事業補助金(住宅活用型)の交付を受けていないこと。
②宅地取得助成事業	本町の土地を購入した経費(ただし、土地購入後3年以内に専用住宅の新築を町内業者と契約した場合に限る。)	歳未満の扶養親族がいる者)	1/2	1,000千円	
③住宅家賃助成事業	本町内の賃貸住宅(貸家を含む。ただし、公営住宅等住宅施策による低廉な住宅に入居している者は除く。)に入居した場合に係る家賃経費。(ただし、事業所等から住居手当等支給がある者には助成しない。)		1/2	10千円/月(最大3年間)	
④定住・就労助成事業	本町又は通勤可能な町外事業所等に就職した者に対して一定額を次のとおり助成する。新規学卒者及び単身者の場合は、1年目50千円、3年目50千円。家族を有する筆頭者については、1年	町内に居住する新規学卒者、又は本町に定住の意思をもって本町又は通勤可能な町外の事業所等に就職した45歳未満の者。	—	定額	

目100千円、3年目 100千円。				
----------------------	--	--	--	--

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

智頭町長 様

申請者 住 所

氏 名 印

年度 智頭町定住促進対策事業費補助金（住宅支援事業）交付申請書

年度において、智頭町定住促進対策事業費補助金（住宅支援事業）を受けたいので、智頭町定住促進対策事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

また、補助金の交付決定に必要な個人及び世帯情報の閲覧を承諾します。

記

交 付 申 請 額	円					
申 請 区 分	<input type="checkbox"/> 住宅の新築		<input type="checkbox"/> 住宅の新規購入		<input type="checkbox"/> 住宅の改修	
住 宅 の 所 在 地	智頭町大字					
住 宅 取 得 日 等	年 月 日					
世帯情報	続柄	氏名	年齢	続柄	氏名	年齢
	本人					
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 定住誓約書（別紙1） <input type="checkbox"/> 収支予算書（別紙2） <input type="checkbox"/> 住宅の購入、新築及び改修等に係る売買契約書、建築請負契約書又は見積書の写し <input type="checkbox"/> 新築前及び改修前の写真 <input type="checkbox"/> 新築及び改修箇所の図面 <input type="checkbox"/> 住民票（世帯全員）の写し <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類					

別紙1

定住誓約書

私は、智頭町定住促進対策事業費補助金の交付申請にあたり、補助金交付の日から5年を超えて智頭町内に住民票をおき、生活の本拠地とすることを誓約します。

また、補助金交付後5年以内に智頭町から転出することがあった場合には、智頭町からの請求により補助金を返還します。

年 月 日

申請者 住 所：

氏 名：

印

別紙2

智頭町定住促進対策事業費補助金収支予算書

年 月 日

1 収入

科目	金額(円)	備考
町補助金		
自己資金		
その他		
合計		

2 支出

科目	金額(円)	備考
住宅購入費		
住宅改修費		
その他		
合計		

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

智頭町長 様

申請者 住 所 智頭町大字

氏 名 印

年度 智頭町定住促進対策事業費補助金（宅地取得助成事業）交付申請書兼実績報告書

年度において、智頭町定住促進対策事業費補助金（宅地取得助成事業）を受けたいので、智頭町定住促進対策事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。
また、補助金の交付決定に必要な個人及び世帯情報の閲覧を承諾します。

記

補助金交付申請額	円					
土地購入日	年 月 日					
宅地の所在地	智頭町大字					
住宅新築年月日 (予定)	年 月 日					
世帯情報	続柄	氏名	年齢	続柄	氏名	年齢
	本人					
添付書類	<input type="checkbox"/> 定住誓約書 <input type="checkbox"/> 収支決算書 <input type="checkbox"/> 住宅の購入、新築及び改修等に係る請求書の写し <input type="checkbox"/> 住宅の購入、新築及び改修等に係る領収書の写し <input type="checkbox"/> 新築前及び改修前の写真 <input type="checkbox"/> 新築及び改修箇所の図面 <input type="checkbox"/> 住民票（世帯全員）の写し <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類					

定住誓約書

私は、智頭町定住促進対策事業費補助金の交付申請にあたり、申請書提出の日から3年以内に智頭町内の業者等に依頼して新築を建て、住民票を置き生活の本拠地とすることを確約します。

また、申請書提出の日から3年以内に智頭町内の業者等に依頼して新築を建てなかった場合、及び補助金交付後5年以内に智頭町から転出することがあった場合には、智頭町からの請求により補助金を返還します。

年 月 日

申請者 住 所：

氏 名：

⑩

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

智頭町長 様

申請者 住 所 智頭町大字

氏 名 印

電 話

年度智頭町定住促進対策事業費補助金（住宅家賃助成事業）交付申請書

年度において、智頭町定住促進対策事業費補助金（住宅家賃助成事業）を受けたいので、智頭町定住促進対策事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

また、補助金交付の決定に必要な個人及び世帯情報の閲覧を承諾します。

記

交 付 申 請 額	月 円					
住 宅 の 所 在 地	智頭町大字					
賃 貸 契 約 日	平成 年 月 日					
家 賃	月 円					
勤 務 先						
世帯情報	続柄	氏名	年齢	続柄	氏名	年齢
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> 住民票（世帯全員）の写し <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類					

定住誓約書

私は、智頭町定住促進対策事業費補助金の交付申請にあたり、申請書提出の日から5年を超えて智頭町内に住民票をおき、生活の本拠地とすることを誓約します。
また、補助金交付後5年以内に智頭町から転出することがあった場合には、智頭町からの請求により補助金を返還します。

年 月 日

申請者 住 所：

氏 名：

⑩

様式第4号(第4条関係)

年 月 日

智頭町長 様

申請者 住 所 智頭町大字

氏 名 印

電 話

年度 智頭町定住促進対策事業費補助金（定住・就労奨励事業）交付申請書兼実績報告書

年度において、智頭町定住促進対策事業費補助金（定住・就労奨励事業）を受けたいので、智頭町定住促進対策事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。
また、補助金交付の決定に必要な個人及び世帯情報の閲覧を承諾します。

記

交 付 申 請 額	円					
会 社 名						
就 労 日	平成 年 月 日					
居 住 年 月 日	平成 年 月 日					
世帯情報	続柄	氏名	年齢	続柄	氏名	年齢
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 就職したことを証明する書類 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類					

定住誓約書

私は、智頭町定住促進対策事業費補助金の交付申請にあたり、申請書提出の日から5年を超えて智頭町内に住民票をおき、生活の本拠地とすることを誓約します。
また、補助金交付後5年以内に智頭町から転出することがあった場合には、智頭町からの請求により補助金を返還します。

年 月 日

申請者 住 所：

氏 名：

⑩

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

智頭町長 様

申請者 住 所 智頭町大字

氏 名 印

年度 智頭町定住促進対策事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付智第 号で交付決定のあった智頭町定住促進対策事業費補助金について、変更を受けたいので、智頭町定住促進対策事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 補助金の額 : 円 (変更後)
円 (変更前)
円 (増減額)
- 変更の理由 :
- 関係書類 : 変更前・変更後の売買契約書、建築請負契約書、賃貸借契約書又は見積書
その他、町長が必要と認める書類

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

智頭町長 様

申請者 住 所 智頭町大字

氏 名 印

年度 智頭町定住促進対策事業費補助金（住宅支援事業・住宅家賃助成事業）
実績報告書

年度において、智頭町定住促進対策事業費補助金（住宅支援事業・住宅家賃助成事業）を受けた事業が完了したので、智頭町定住促進対策事業費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1. 補助金名：智頭町定住促進対策事業費補助金（住宅支援事業・住宅家賃助成事業）
2. 事業費：
3. 補助金額：
4. 事業期間： 年 月 日から 年 月 日
5. 事業内容：
6. 添付書類：①改修の契約書又は、請求書の写し（住宅支援事業のみ）
②支払の確認できる書類
③完成後の写真（住宅支援事業のみ）
④収支決算書（住宅支援事業のみ） 別紙1
⑤申請時の住所と補助金対象住宅の住所が異なる場合、住民票謄本等
対象住宅に住所を移したことの確認できる書類（住宅支援事業のみ）
⑥その他、町長が必要と認める書類

別紙1

智頭町定住促進対策事業費補助金収支決算書

年 月 日

1 収 入

科 目	金 額 (円)	備 考
町 補 助 金		
自 己 資 金		
そ の 他		
合 計		

2 支 出

科 目	金 額 (円)	備 考
住 宅 購 入 費		
住 宅 改 修 費		
そ の 他		
合 計		

様式第7号(第9条関係)

智頭町定住促進対策事業費補助金交付請求書

一金 _____ 円也

年 月 日付智第 号をもって交付決定通知のあった智頭町
定住促進対策事業費補助金 () を上記のとおり請求します。

年 月 日

請求者 住 所

氏 名

印

智頭町長

様